第明治三十二種郵便物認可
三十五年三月三十一日

△

○

附　則

（説明書類の縦覧）

第五十七条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［２・３　略］

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［略］

（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）	
＊　金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日
［１～８　略］		
9　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨）	
	［略］	
［10・11　略］		
12　電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）	
［13～20　略］		
21　貸付事業等権利についての法第２条第８項第７号から第９号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（貸付事業等権利についての法第２条第８項第７号から第９号までに掲げる行為を業として行う旨）	
22～29　［略］		

（注意事項）

［１・２　略］

３　「２　商号又は名称」欄及び「３　氏名」欄

［(1)・(2)　略］

三　株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

三の二　当該移行期間特例業務届出者の住所又は所在地に係る部分

三の三　国内における代表者の状況のうち住所又は所在地に係る部分

三の四　他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

○

附　則

（説明書類の縦覧）

第五十七条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［２・３　同左］

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［同左］

（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）	
＊　金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日
［１～８　同左］		
9　電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子募集取扱業務を行う旨）	
	［同左］	
［10・11　同左］		
12　第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）	
［13～20　同左］		
［項を加える。］		
21～28　［同左］		

（注意事項）

［１・２　同左］

３　［同左］

［(1)・(2)　同左］